

令和6年度 事業報告

1 事業別稼働率目標及び目標件数

サービス事業名	R6 稼働目標値（補正）→期末結果
特別養護老人ホームふるさと	98.5% (97.5%) → 97.6%
特別養護老人ホームふるさと 短期入所事業	101.3% (95.0%) → 94.2%
デイサービスセンターふるさと	76.02% (76.0%) → 76.3%
居宅介護支援事業所ふるさと	184 件 (164 件) → 172 件
東垂水あんしんすこやかセンター	490 件 (489 件) → 492 件
グループホームふるさと桜	97.5% (97.2%) → 97.4%
デイサービスセンターふるさと桜	74.5% (88.8%) → 86.5%
ふるさと mine	53.9% (45.8%) → 49.3%
居宅介護支援事業所ふるさと mine	114 件 (120 件) → 93 件
ケアハウスふるさと	96.7% (88.5%) → 89.9%
デイサービスセンターふるさと有瀬	72.03% (74.7%) → 74.8%
居宅介護支援事業所ふるさと有瀬	158 件 (126 件) → 130 件

2 令和6年度介護報酬改定内容（報告表題）

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 自立支援 重度化防止に向けた対応
- ・ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場作り
- ・ 制度の安定性 持続可能性の確保

3 令和6年度介護報酬改定に対する取組

・ 地域包括ケアシステムの深化及び推進

- ① 地域包括支援センターのネットワークを活用し、居宅介護支援（介護予防支援）及び居宅介護サービス等により、地域のフォーマルサービスとして、部門の強化及びより一層深化を行う

令和6年4月1日付

居宅介護支援事業所（ふるさと・ふるさと有瀬・ふるさと mine）

介護予防支援事業所新規指定を受け、在宅サービスの強化を図る事で、地域包括ケアへの推進に寄与する

令和7年度は自法人のサービス事業所として、訪問サービス等を設立し、より地域に根ざした法人作りをし、地域包括ケアの深化をすすめる

・ 自立支援 重度化対応教育

- ② 部門の介護力向上（接遇意識向上）を図り、重度者への介護支援や認知症者への理解等を推進し、より専門的なサービスの展開を見据え、職員教育を図る。
- ③ Eラーニング、外部研修への参加やキャリアパス段位等を導入し、職員のモチベーション向上を図る。

令和6年4月より順次

「認知症チームケア研修」を全サービス事業所介護職員等に受講させ、認知症の知識及びチームアプローチの基盤構築にあたった

令和6年4月

外部講師による「接遇研修」を法人職員等に受講させ、接遇意識の向上に寄与した

各サービス事業所の人員数等の都合により、県指定認定資格等（喀痰吸引・認知症系の研修等）の研修への計画立案が困難な状況にあった為、令和7年度は計画的に順次研修受講が行えるよう取り組む

キャリアパスに関する取組も十分に行う事が出来なかったため、人事考課等の職員評価機能を再考する

・ 職場環境の整備

- ④ ICT、介護ロボット等の導入を推し進め、効率的な介護業務を実践し、その上で顧客満足度の向上や安全性、生活の質を担保する。
- ⑤ 高齢者の権利擁護への理解を深め、身体拘束及び虐待防止に向けた取組を推進すると共に、丁寧なサービス提供を行う。
- ⑥ 様々な人材（外国人介護人材等）の活用を図り、法令遵守及び安全で良質な生活の場の提供を継続する。

特別養護老人ホームふるさと、ケアハウスふるさとに関しては、パラマントベット製品「眠りscan」「眠りscanEYE」及びTBI製品「インカム」を引き続き使用している尚、特養、ケア、グループホームふるさと桜に館内用監視カメラを導入し、生産性の向上に取り組んだ

令和6年度事業「兵庫県生産性補助事業」に応募

特別養護老人ホームふるさと

「眠りscanEYE」追加導入「インカム」骨伝導切替「移乗支援機器」新規導入
ケアハウスふるさと

「眠りscanEYE」追加導入「インカム」骨伝導切替「移乗支援機器」新規導入

グループホームふるさと桜

「眠り scan」の新規導入

※上記「不採択」となり、生産性向上に関する取組の見直しを図る事となる

令和7年度は「移乗支援機器」の導入を検討し、ノーリフトの検証を行う方向性を整備すると共に、生産性向上推進体制加算の維持（利用者満足度、職員満足度、残業数の低減等）に努める

法定研修の適切な実施に取り組む事ができたので、引き続き創意工夫をこらした研修等の開催を継続する

特定技能1号（介護分野）の人材を複数名を自社支援により配置する事が出来たが日本語の壁や介護未経験者との事もあり、夜勤迄の導入し時間がかかっている為、令和7年度は、計画的なモデルケースを整備し、計画に則った業務スキームの達成が個々に行えるよう努める

・ 持続可能な施設作り

- ⑦ BCP に対する指針マニュアルの整備及び見直しを定期的に行い、環境整備の把握を行うと共に、実際の災害を想定した取組や役割を明確化する。
- ⑧ 法人全体のサービス活動収益をより意識し、営業活動を推進すると共に、日々の稼働率への意識を持ち、収支差率を前年度対比より向上できるよう努める。
- ⑨ 水費光熱費等のランニングコストを意識し、物価高騰費用削減の方策を適宜検討し、無駄になる可能性が高いものへの支出を避け、より節約意識の向上を持つ。
- ⑩ 労働関係法規に抵触しないよう定期的に事業点検を行なう。

BCP委員会を基礎に、災害や感染症に関する指針マニュアルの整備及び見直しを各サービス事業所毎に行う事が出来たが、末端の職員迄内容の把握を行う所には至っていない為、令和7年度は、訓練等を通じて、職員の意識の習熟度の向上を目指す

営業会議を基礎に、各サービス事業所の営業課題の抽出を適宜行う事ができた。今後も法人の横のつながりをスケールメリットとして活かすと共に、キャッシュフローを意識した営業の展開を見据える事とする

物価高騰支援補助金等を余す事なく申請し、サービス事業所への助力を行った。又、人事考課の側面より備品等の丁寧な取り扱いを評価する機能を持つ事で、個々の職員の意識付けに努めた。

今後も節約意識を持ち、コストの削減につなげられたいと考える

サービス事業所管理者の労働関係法規の理解を深める事を推進した

以下実施内容

- ・ 36協定を超過しない残務目標設定
- ・ ハラスメント研修の履行
- ・ 社会保険労務士による雇用契約締結における注意点等研修の開催

4 制度改定に伴う、運営基準の変更及び取組事項

・ 全サービス共通

① 業務継続計画の実行

- ・ 感染症や災害の発生時に、業務継続及びサービスの適正な実施を行なう事ができるよう、定期的な計画の実行見直しを行なう。

② 高齢社者虐待防止の推進

- ・ 利用者の人権を擁護し、不適切ケアの防止をする観点より、指針の整備及び定期的な研修を開催し、実行できる権利擁護の体制を整備する。

③ 科学的介護推進体制の深化

- ・ 厚労省に対して、LIFE ソフトを使用し、質の高い情報の収集及び分析結果報告を継続する。

④ 介護ロボット、ICT の推進

- ・ 機器等を導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改革を継続的に実施する。

⑤ 運営規程等重要事項等のウェブ掲載

- ・ 事業所運営の透明性を図ると共に、公正な情報を行なえるよう実行する。

BCP 委員会を基礎に、指針やマニュアルの見直しを行ったが、個々の職員の意識付けには至らなかった。令和 7 年度も引き続き、サービス事業所管理者中心に進める

研修委員会を基礎に、身体拘束虐待委員会及びサービス事業所毎に話し合い機会を持ち、不適切ケアの根絶を推奨する事ができた。令和 7 年度も引き続き、サービス事業所毎に毎月の会議の中で、話し合いの機会を持つ

LIFE の使用や厚労省への報告等齟齬なく行う事が出来た。現在使用している内容以外今後使用拡充が行える体制作り（LIFE を使用できる職員の増加、適切な利用者支援等）を推進する

特養及びケアハウスは「生産性推進体制加算Ⅰ」の算定を行う事ができた。ガイドラインを基礎に、今後も 3 ヶ月毎の評価を実践し、利用者及び職員の満足度の向上を図りたい

令和6年度スタート前より、ホームページ上で運営規程及び重要事項説明書の掲載を事業所毎に行っている

・ 入居系サービス共通

- ① 協力医療機関との連携体制の構築
 - ・ 医療機関との相談体制の構築、診療を行なう体制の確保、入院の受入整備を実施し病状の回復が確認され次第再入居を速やかに行なう体制を構築する。
- ② 感染症対応力の向上
 - ・ 医療機関との連携体制を構築し、感染症発生時における診療等の対応を取り決め、医師会等が主催する研修会や定期的な指導を受ける体制を整備する。
- ③ 平時より認知症者への行動心理症状予防、早期対応の取組の推進
 - ・ BPSDの発現を未然に防止する為、チームでケアの振り返り等行なう機会を設け個々に応じたケアマネジメントプロセスを実行する。

特養、ケアハウス及びグループホームは、神戸掖済会病院との医療連携を締結し、令和6年5月より「医療連携加算」を取得する事が出来た。今後も定期的なミーティングや感染症に関する研修への参加を行う事とする。尚、感染症等パンデミックの危険性が確認された際には、医療機関よりの指導等を受け、適正な感染対策を施す事を計画する

サービス事業所毎の毎月の定例会議の際には、利用者支援や認知症に関する勉強会を事業所の特性に応じた形式で実施する事ができたが、実際の現場での介護支援では活かされていない実情もあるため、今後も継続的に知識に触れる機会を持つ事とする

・ ケアハウスふるさと

- ① 入居継続支援の推進
 - ・ 喀痰吸引者、胃ろう等経管栄養者の受入れを適宜検討し、医療依存度受入強化を図ると共に、職員の医療知識の向上に努める。

職員の体制上の問題もあり、職員に対する研修受講等をすすめる事が出来なかったが神戸掖済会病院との連携もあり、一部の職員には一定の医療知識に触れる機会を得る事が出来たので、令和7年度はその範囲を拡充できるよう努め、医療を必要とする対象者への適切な支援を行えるよう努める

・ 特別養護老人ホームふるさと

- ① 配置医師緊急時等の見直し
 - ・ 1年に1回以上、配置医師等の協力を得て、医療提供体制の見直しを図り、緊急時等における対応方法の変更を適宜行なう。
- ② 短期入所生活介護における看取り体制の整備
 - ・ 家族等のレスパイト機能を果たしつつ、看護体制を確保し、適正な対応方針を定める。
- ③ 利用者の栄養管理に置ける医療機関との情報連携体制の整備
 - ・ 栄養管理の情報連携に切れ目なく行なう事が出来るよう、管理栄養士が医療機関等に情報提供を行なう。
- ④ 自立支援の促進
 - ・ 残存機能を行使できる介護計画を立案する事又 LIFE による情報分析を実施する。
- ⑤ その他 ADL 維持継続支援、排泄支援、褥瘡に関するマネジメントの推進
 - ・ 各実施項目に関して、必要に応じ計画実行を適宜検討する。

神戸掖済会病院を協力医療機関と据え、医療連携加算を基礎にした定期的なミーティングや緊急時の受入れに関する契約を行った。嘱託医師に関しては、当会看護職員よりの引継ぎ等を適宜実施し、利用者への適切な医療的支援を行う事ができた

短期入所サービスにおける看取り支援を行う機会はなかったが、本体施設との一体的な運営の下、職員の看取り支援に関する知識を深める事に努めた

栄養管理に類する内容では、医療機関と連携する機会がなかった為、今後は入院時サマリー等に食事栄養に関する事項も含め、医療機関に提供する事を行う

LIFE とケアプランの位置づけが事業内で曖昧である為、今後はフィードバックの内容を介護支援専門員もより一層把握し、ケアプラン内容の重厚化を図る事とする

体制上の問題もあり、現在以上の LIFE の使用（排泄、褥瘡、ADL 維持等）を行う事が出来なかった。令和 7 年度は、加算取得を目指すと共に、LIFE に関する知見を深める機会を持つ事とする

・ 通所介護共通

① 入浴サービスの自立支援を促進

- ・入浴介助に関する定期的な研修や残存機能を行使できる支援体制を整備する。

令和6年中に入浴に関する勉強会を開催し、毎月定例会議の際には、新規利用者及び課題がある利用者を抽出し、話し合いを行う機会を持つ事ができた。令和7年度も引き続き実施し、上位加算及び新規加算取得を目指す

・ 居宅介護支援共通

① ケアプランデータ連携システムの運用

- ・当システムを利用し、正確な給付管理を実行し、業務効率化を継続実行する。

② 介護予防支援対象者の総合相談機能の整備

- ・居宅介護支援事業所は、予防支援事業所としての指定申請を受け、直接総合相談より介護予防支援の提供を行なえる体制を整備する。

ケアプランデータ連携システムは問題なく運用する事が出来た。部外への拡充があまり見られないため、連携先は維持傾向であるが、給付管理の齟齬等の低減は図れているため、一定の効果があると評価できる

令和6年4月1日より介護予防支援事業所の新規指定を受け、予防対象者を直にケース保有する事で、一体的な運営をする事が出来た。今後は総合相談等マルチタスクを有する職員配置を目指す

5 制度改定に伴う、新規設立委員会及び独自委員会の運用

○ 独自（新規）委員会の役割

① サービス向上委員会（生産性向上委員会）※独立委員会

- ・利用者の安全及び介護サービスの質の担保、職員の負担軽減に資する方策を検討。

② 営業会議※独立委員会

- ・各事業の稼働運営状況を確認すると共に、新設加算等への取組取得を指導。

③ 研修委員会※独立委員会

- ・身体拘束虐待防止に資する研修機会を創出し、常に新しい情報を織り交ぜた研修機会を検討する。
- ・看取り介護及び認知症に関する研修は、各事業により定期開催とし、現場に沿った形式で実行する

④ 事故対策委員会（各事業毎で毎月実施）

- ・事故に対する未然防止対策や是正処置等の手法を検討し、各サービス事業所の事故発

現の低減を図る。

- ・所属長会議の際、各事業より事故件数や対策方法を報告し、検討検証を行なう。
- ⑤ 身体拘束虐待防止委員会（各事業毎で毎月実施）
 - ・各サービス事業所の状況を適宜把握し、未然の問題等防止出来るよう研修委員会と協力体制を整備する。
 - ・所属長会議の際、各事業より身体拘束内容や不適切ケアに関する報告を行ない、統計分析及び是正処置内容の精査を行なう。
- ⑥ 防災委員会・感染対策委員会（BCP 対策委員会）※独立委員会
 - ・定期訓練の実施及び BCP を想定したシュミレーション及び訓練を行なう。
 - ・指針及びマニュアルを適宜見直し、状況に応じた適正な内容とする。
- ⑦ その他
 - ・安全衛生委員会※独立委員会
毎月開催し、職員の安全衛生に関する管理を医師の下行なう。
 - ・所属長会議※独立委員会
法人行事、広報活動、事故対策、身体拘束虐待防止内容の統制管理を行なう。
 - ・外国人介護人材委員会※独立委員会
外国人介護人材の管理及び教育体制を整備する。
 - ・褥瘡対策委員会（各事業毎で毎月実施）
皮膚トラブル等の管理を行ない、看護職員の下、経過管理を行なう。

運営基準上で必要な委員会及び会議は問題なく開催する事が出来た。今後も委員会や研修等の内容をより一層深化し、法人全体の成長を計画する

以上